

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会の開催について

平成 12 年 4 月

平成 28 年 10 月最終改正

1. 趣旨

平成 9 年頃より居住環境に起因する健康影響の問題、いわゆるシックハウス問題が懸念されており、その中でも特に化学物質による室内空気の汚染の顕在化・深刻化が指摘されてきた。

厚生労働省においては、平成 9 年にホルムアルデヒドの室内濃度指針値を設定した他、室内汚染実態調査、厚生科学研究による研究推進等の取組を行ってきたところであるが、平成 9 年度及び平成 10 年度の汚染実態調査では、一部の家屋において室内空気汚染が高いレベルであるなどの実態も明らかになった。

このため、平成 12 年 4 月から平成 14 年 1 月にかけて、計 9 回にわたり、シックハウス問題のうち、特に室内空気汚染問題に関して、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、上記汚染実態調査結果を含め当時の各種の最新の知見に基づき、室内濃度指針値の設定等、対策の検討を行った結果、13 の指針値が設定された。

しかしながら、

- ① 平成 14 年 1 月に指針値が検討されて以降、約 15 年経過したこと、
- ② 指針値を定めた化学物質以外の代替物質による問題等が新たに指摘されていること、
- ③ シックハウス問題を検討する際に、新たな概念として、VOC の他、SVOC の概念がでてきたこと、
- ④ 細菌由来の VOC 類等が検出され、これらも要因となっているなど新たな視点での指摘もあること、
- ⑤ WHO の空気質基準の改廃の動向と整合を図る必要があること、

以上から、各種の最新の知見に基づき、室内濃度指針値の設定等、今後の対策の検討を行うものである。

2. 検討課題

- ・ 室内空気汚染に係る室内濃度指針値の検討（見直し含む）
- ・ 室内空気中の化学物質の測定方法の検討

- ・ 室内濃度指針値に基づく今後の対策の検討
- ・ その他、本問題に関して取り組むべき課題及び取組方針の検討 等

3. 検討会の議事及び公開

- (1) 本検討会に、委員の互選により、座長を置く。座長（座長が出席できない場合においては座長が指名した者）は、議長として、検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会の会議は、原則として公開とし、また、議事録は、公開する。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は個人の秘密、企業の知的所有権等を開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあると認める場合、その他非公開とすることについて正当な理由があると認める場合について、座長の判断により非公開とする。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室が行う。
- (2) 上記のほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。